

道路敷地調査共通仕様書

目 次

第1条 調査の目的	1-3-1
第2条 作業の方法	1-3-1
1. 距離測量	1-3-1
2. 縦断測量	1-3-1
3. 用地境界の確認	1-3-1
4. 敷地測量	1-3-2
5. 不法占用物件調査	1-3-4
第3条 測定の精度	1-3-4
第4条 成果の提出	1-3-5
第5条 そ の 他	1-3-5
第6条 疑 義	1-3-5

道路敷地調査共通仕様書

第1条 調査の目的

本業務は、適正な道路の維持管理を期すための資料として、敷地平面図を作成するものである。

第2条 作業の方法

1. 距離測量

道路中心線に沿って距離測定を行ない20m毎にペイントで路面にマーキングし、測点を設ける。なお、用地丈量図における測点と、現在の杆標との関連も合わせて調査すること。

2. 縦断測量

道路の縦断形状を把握するための測量で、距離測量により設置された20m毎の測点について行ない、測定結果を敷地平面図に併記するものとする。

3. 用地境界の確認

1) 用地境界が確定されていない箇所については、登記所等で隣接地の所有者名、地番、台帳面積の調査及び切図を復写する。

なお、土地所有者、市町村関係者、道路管理者の3者が境界確定の協議を行なう場合には、受託者は立会して境界確定のための補助業務を行なう。

2) 用地境界が確定されている箇所については、丈量図を基準として用地杭のチェックを行ない、杭が欠落しているものを調査する。

用地杭の設置又は、境界線の修正については、前項のとおり3者が立会して行なうが、この場合も受託者は立会して、測定等の補助業務を行なう。

3) 確定された境界の節点には、木杭(6×6×60cm)設置又は、ペイント表示を行なうものとする。

(イ) 木杭が打設可能な場合は、頭部を約15cm地上に出し、頭部から約5cmに赤ペイントを塗布し、また側面には、建設省の所有を示す焼印を押すものとする。

(ロ) 杭打ち不能な箇所は、監督職員の指示を受け、ペイント等でマーキングを行なう。

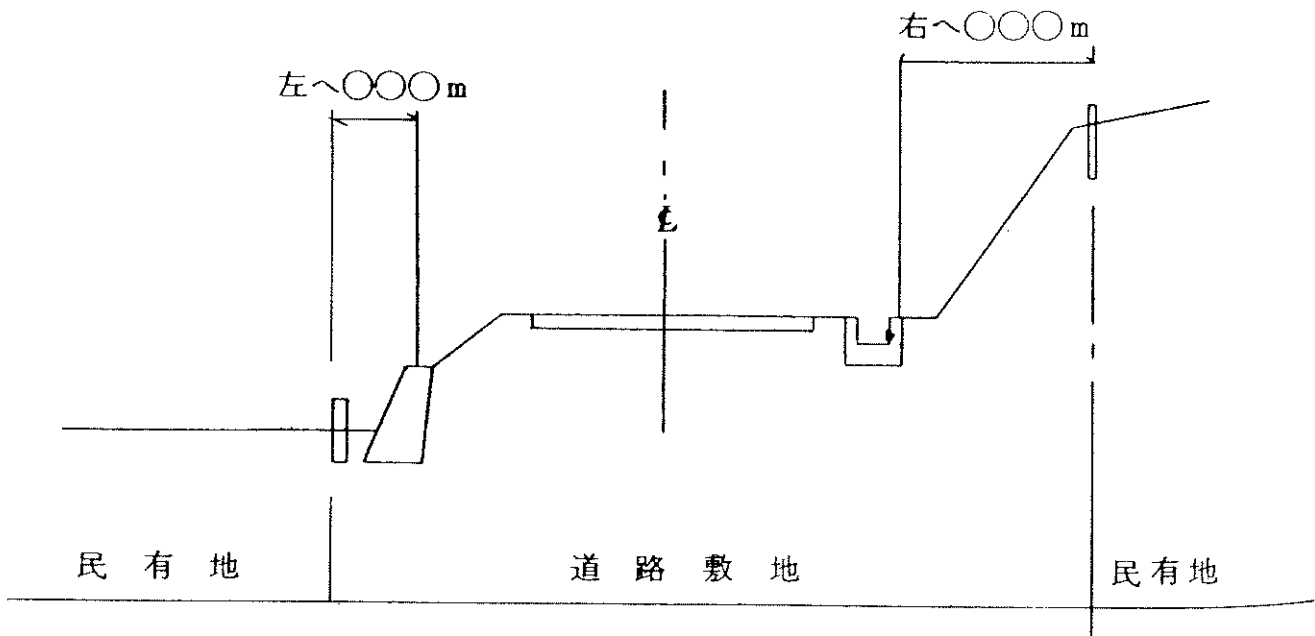
4. 敷地測量

1) 用地杭の測定

確定された用地杭は，路側構造物に基準点を設けて距離測定を行ない，下表のとおり杆標を基準としてオフセット表示する。

なお，基準点は，測定しようとする用地境界杭が道路中心線に対して，直角線上になるような固定構造物を選び釘（ローベロピンLH-840）を打込んで設置する。

〔測定要領〕



〔記入要領〕

〇〇K〇〇					
縦 距	左 側		右 側		摘 要
	基準となる構造物	測定値	基準となる構造物	測定値	
4.50	法尻擁壁	1.04	側 溝	16.50	
10.25	水 路	2.47	〃	20.10	

〔注〕 上表は敷地平面図の裏面に記入し，見開きで図面と照合できるように整理するものとする。

2) 敷地平面図の作成

(1) 敷地平面図の縮尺は1/500とし、貸与した平面図を転与するか、又は拡大(縮小)して作成するものとするが、地形、地物が経年的に変化し、現況とマッチしない部分は、再測して修正しなければならない。

なお、図面の拡大(縮小)は、写真撮影による方法によらなければならない。

(2) 敷地平面図の作成範囲は、地方部で、道路境界から20m市街地では10mとする。

(3) 平面図の記載事項

(イ) 道路上の施設

車道、歩道、自転車道、バス停車帯、横断歩道橋、橋梁、トンネル、擁壁類、函渠、側溝、標識類、信号機、照明防護柵類

(ロ) 切土、盛土面の施設

法枠工、モルタル吹付工、植生工、落石防止網、コンクリート張等の法面工等

(ハ) 軌道、鉄道等の主要な占用物件

(ニ) 地形、地物、建物、方位、道路中心線、杆標、用地境界線、曲線諸要素、縦断勾配

(ホ) 市町村、大字、字の名称及び境界線、地番

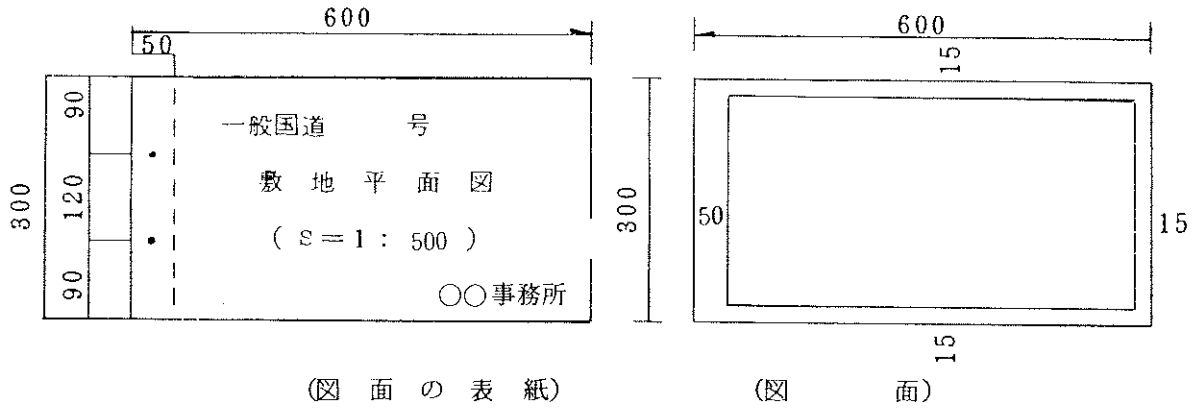
(ヘ) 橋長20m以上の橋梁は、平面図上に引出し、橋梁名、側面図を記入する。

(ト) 図式記号は、建設省制定「大縮尺地形図図式規程」によるほか、下記による。

名 称	記 号	名 称	記 号
道路中心線		法 枠 工	
用地境界		管 渠	
境界基準点		側 溝	
函 渠			

(4) 境界位置，その他諸物体の位置誤差は，図上で0.5mmを超過してはならない。

(5) 図面の規格



注) ① 単位 : mm

② 図面は左とじとする。

③ 図面の最初には，1/50,000 管内図に敷地平面図の作成区間を朱色で表示し対象記号を記入する。

5. 不法占用物件調査

不法占用箇所ので形測量を行ない，箇所毎に不法占用面積，物件名，等を記載した調書（B-4版）及び平面図（S=1/200）を敷地平面図に準じて作成する。

第3条 測定の精度

作業種別	測定の精度
距離測量	測定距離の1/500以内
縦断測量	1 Km間で40 mm以内
敷地測量	市街地± 2 cm以内 用地杭の測定精度 平地± 5 cm " 山地± 10cm "
	平面測量 諸物体の位置誤差は図上で0.5 mm以内

第4条 成果の提出

成果の種類	体裁	規格	部数	摘要
敷地平面図	原図	ポリエステルシート A-300片面マット	1	
	青焼		3	
不法占有 物件調査	原図	ポリエステルシート A-300片面マット	1	
	青焼		3	
	調書	B-4版	3	
切図		登記所で転写した もの	1	必要に応じ原紙、青 焼共
その他			1式	測量野帳等

第5条 その他

- 1) 測量作業は、国土交通省制定「公共測量作業規程」に準拠して行なうものとする。
- 2) 現道上で行なう作業にあっては、一般交通に与える障害を最小限にとどめるよう配慮するとともに、作業中の安全を確保するため、別添「測量作業における保安施設設置基準」(案)に基づき必要な処置を講じなければならない。

第6条 疑義

本業務の実施にあたり、仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、監督職員と協議のうえ、実施するものとする。